

第2期中期目標期間における 国立大学法人運営費交付金の配分ルールについて (案)

1. 基本方針

人件費・物件費の区分のない「渡し切り」の交付金とする等の第1期の国立大学法人運営費交付金の基本的性格は、第2期においても継続する。

ただし、国立大学法人を巡る諸状況を勘案し、具体的配分ルールについては見直しを行う。

2. 主な見直しの内容

(1) 特別経費

従来の特設教育研究経費を廃止し、「特別経費」を新設する。「特別経費」は、①評価反映分、②プロジェクト分、③大学改革共通課題分、④基盤的設備等整備分、⑤全国共同利用・共同実施分の5区分とする。

①評価反映分

- 第1期中期目標期間における各大学の努力と成果を踏まえ交付する経費。「評価反映分」の用途は特定しない。
- 「評価反映分」は、国立大学法人評価委員会が行う法人ごとの達成度評価の結果及び独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学部・研究科等ごとの水準評価の結果に基づき、当該組織の規模や学問分野等に従い、一定の調整を行った上で交付。
- 評価結果を踏まえ、具体的な反映方法についてはさらに検討。

②プロジェクト分

- 各法人における各種プロジェクトを支援する経費。各法人からの申請に基づき、外部有識者による審査を経て選定。

③大学改革共通課題分

- 第1期の特別教育研究経費における「特別支援事業」と同様、各種の大学改革上の共通課題に対応するための取組に対し、機動的な支援を行う経費。

(想定される大学改革共通課題の例)

留学生受入の推進、障害学生学習支援の充実、臨床研修体制の充実等附属病院の機能強化、業務運営の改善（大学の再編統合、事務機構の改編、FD・SDの実施、大学の管理運営基盤の充実強化等）など

④基盤的設備等整備分

- 第1期の特別教育研究経費における「基盤的設備等整備」と同様、各法人が策定している設備マスタープランに基づく基盤的設備の計画的整備等を支援する経費。

⑤全国共同利用・共同実施分

- 文部科学大臣が認定する共同利用・共同研究拠点等（現在、中央教育審議会大学分科会で検討されている「教育分野における共同利用拠点」（仮称）を含む予定。）における各種プロジェクト等を支援する経費。各法人からの申請に基づき、外部有識者による審査を経て選定。

(2) 一般経費

- ① 第1期における「教育研究経費相当分」を改称し「一般経費」とし、第2期中期目標・中期計画に定める大学の教育研究組織を運営し、当該中期目標・中期計画に定める業務を確実に実施できるよう、必要な経費を措置。
- ② 「一般経費」のうち設置基準上必要とされる専任教員の給与費相当額等を除く部分を対象として、「効率化係数」による毎年度一定の交付金額削減を継続。
その中で、「効率化係数」については、一律に設定した上で、各法人の規模（事業費）や人件費比率等により補正。
併せて、従来、学部・学科、大学院研究科・専攻についてのみ、入学定員を措置する際に「教育研究組織係数」を適用してきたが、今後、組織改革を促進するため、これを入学定員を伴わない教育・研究その他を担う研究所やセンター等にも適用。

(3) 附属病院

- ① 第1期同様、運営費交付金の算定上、附属病院に係る経費を「教育研究」と「一般診療」に区分し、「教育研究」に係る経費には運営費交付金を交付する一方、「一般診療」に係る経費（一般診療経費及び債務償還経費）は原則として附属病院収入で対応。
- ② 債務償還に必要な経費の一部に相当する額を新たに運営費交付金で措置。
- ③ 上記措置を行った上でさらに「一般診療」に係る経費が附属病院収入等で対応できない場合は、「附属病院運営費交付金」を措置。ただし、同交付金は、経営改善のための一定の削減を実施。

